### はじめい

研究や研修のテーマに掲げなくなり、評価に対する熱はフェードアウトしていきます。 道府県や市区町村の教科等別研究会においても、各学校の校内研究においても、評価を 学習指導要領の改訂ほどには注目を集めることはなく、およそ3年ほど経過すると、都 ·評価」という)の在り方も見直され、評価の考え方や観点が変更されてきました。 これまで、学習指導要領が改訂されるごとに、その後を追うようにして学習評価

面白くないからかもしれません。あるいは、授業を続けていくことに精一杯で、評価に

なぜ、そうなるのか。教材研究や学習活動の研究といった授業づくりよりも地味で、

まで手が回らないからかもしれません。

ないけれど現状には困っている…なにやら私の専門とする教科と境遇が似ているかもし れません いる」という声が止むことはありません。地味で研究や研修テーマとしては望まれ しかし、そうでありながら(研究・研修の実態とは裏腹に)「評価は難しい」「評価に悩んで

次の三つの要因が浮かびます。

一つ目は、「授業づくりの発想」です。

業を行うかを考え、 したものか〟といった発想に至る。こんなプロセスを経ているのではないかと推察され 多くの先生方は、まず教科書をよく読み込むなどして教材研究を行い、どのように授 実際に授業を進めていく過程でようやく、゛さて、評価 はどのように

実は、これがボタンの掛け違いの元です。

を進めていくことが求められます。ということはつまり、「評価から授業をつくる」とい 体を明らかにし、 う発想をもっていないと、資質・能力の育成に至らないということなのです。 に掲げています。この目標を実現するには、単元ごとに育成を目指す資質・能力の具 現行 の学習指導要領においては、どの教科等においても資質・能力を育てることを目 単元の学習を通じてしっかり育成できたかを確認しながら授業づくり

二つ目は、「評価の難解さ」です。

ます。´今度、ちゃんと勉強しよう、 教科等ごとに分かれているから、 評価 は感性よりも理屈が先立つからか難解に感じやすく、 自分の専門とする教科だけでも読み解 と思いながら棚の奥へ仕舞い込み、 評価資料も分厚く、 r V くのは骨 つしか仕舞 が かも ħ 0

たことさえも忘れてしまう。そんな話を聞くこともあるくらいです。

三つ目は、「評価の考え方に対する思い違い」です。

してもらったのですが、その多くの方が、評価に対して思い違いをされていることが明 以前、ある県の研修会に参加された先生方に、評価に関する疑問点や課題点を書き出

らかになりました。

こで、〝このような状況を何とかしたい〟という思いから、本書を上梓しました。 時間を奪われ、このままでは不安が解消されない状況が続いてしまうと感じました。そ このとき、日々、素晴らしい実践をされているのに、評価となると報われない努力に

そこで、そうならないようご自身の課題に合ったもの、ピンときたものを選び、一つで も二つでも実践いただければと思います。 すが、これも全てやるとなると、「できない評価・続けられない評価」になってしまいます。 考えていけるようにするべくまとめたものです。第3章では、10の具体例を示していま 本書は、タイトルのとおり、教師の誰もが「できる評価」「続けられる評価」を一緒に

際の参考にしていただければ幸いです。 導要領とは性格が異なり、あくまでも参考資料の一つです。本書もまた先生方の評 第1章の冒頭でも述べますが、評価に関する資料は、公的なものであっても、学習指 令和4年8月吉日 大妻女子大学 澤井 陽介 価

はじめに

### 第1章 評価の基本的な考え方

評価は教師の技術 10

1 評価と学習指導要領の法的性格 10

現在の評価を正しく知るために必要なこと

15

2

目標準拠評価の妥当性と信頼性 20

1 評価したことを指導に生かす 23

目標づくりの難しさ 2 指導したこと(の評価)を記録に残す 32

25

評価の考え方を子供や保護者に伝える 39

単元を見通して妥当性を探る

35

評価規準は学習活動の寸法に切り分ける 「主体的に学習に取り組む態度」が単元のはじめに位置付けられる意図 40

評価は本来褒めるもの、褒められてうれしいもの~8帰納・演繹という切り口から教科特性を頭に入れておく「B」のなかから「A」を見いだす~4

55

# 第2章 資質・能力を評価する着眼点

<sup>・</sup>思考・判断・表現」は「発揮しているか」(活用状況)を評価する 知識・技能」は「身に付いたか」(習得状況)を評価する 63 65

「主体的に学習に取り組む態度」は「自ら学ぼうとしているか」(意思) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について知っておきたいこと

を評価する

68

68

3 意図的に問いかけて「振り返り」を書かせる m

「振り返り」について知っておきたいこと 73

2

自ら学習を調整する

83

3 プロセスの「学び合い」で学習の調整を図る

85

学習調整と一CT活用

88

ICT活用の可能性と評価 93

人間性(感性、思いやりなど)は記録にとどめる メタ認知は「発揮させて」「褒めて」高める 98

104

第3章 できる・続けられる評価の具体策

[具体策①] 資質・能力が見える単元をつくる 教師目線の単元を子供目線の単元につくりかえる 110

110 117

[具体策②] 目標をよく考える 2 子供の学習ストーリーをつくりながら目標を見直す 118

2 本時の目標の吟味・検討 単元の目標の吟味・検討

[具体策③]「A」は後回しにして「B」を探す 122

[具体策⑤] 評価材料はねらってとりにいく 😘 [具体策④] 教科セクトでカリキュラムをマネジメントする

126

[具体策⑦] 教材会社のワークテスト活用の仕方 [具体策⑥]「指導」のほうを強く意識する 136 140

[具体策⑩] 評価のための演習(研修) 46[具体策⑨] 学期末に子供に「振り返り」を書かせる

[具体策®] 日ごろから評価材料を集める習慣を付ける

143

2 単元展開に応じた評価規準を配置する演習1 目標と評価規準を往還させる演習146

147

4 学習活動と評価規準とをマッチングさせる演習(52)3 「ABC」を判断する演習(51)

5 子供目線の単元づくりを行う演習 153

6 評価対象としての学習活動の見当を付ける演習

159

## [質問①]「知」と「思」は「C」

[質問①]「知」と「思」は「C」なのだけど、「主」は「A」にしたいのですが、だめな のでしょうか?

1 どの観点であっても、評価は目標に準拠する

「主体的に学習に取り組む態度」のイメージが、「意欲的な授業態度」と同一視されて まっていないか 168

167

2

3

[質問②] 文章をうまく書けない子供に対してはどうすればいいでしょうか? 他の観点との関連性が強いこと 168

169

[質問⑤]子供に評価規準を示してもよいものでしょうか? π [質問③]「見方・考え方」は評価しなくてよいのでしょうか? [質問④]「知識」と「技能」はどう合算すればよいのでしょうか? 175

[質問⑥]「主体的に学習に取り組む態度」は、どの授業でも同じ評価になりませんか?

[質問?] [質問⑩]「ABC」を付けるのは、単元末の一発勝負でよいのでしょうか? ps [質問⑨] 子供の作品(図エや生活など)をどのように評価すればよいでしょうか? [質問⑧] 受験を見据えれば、結局重視すべきは「知識」なのではないでしょうか? 結局のところ、「指導に生かす」と「記録に残す」は何が違うのでしょうか?

184

182 180

183

おわりに 190 第1章

### 評価の 基本的な考え方

## 評価は教師の技術

## 1 評価と学習指導要領の法的性格

体的にイメージするうえで必要になるので、どうぞお付き合いください 紹介する文章や言葉の意味を十分に押さえておく必要があります。「評価とは何か」 学習評価(以下、すべての章において「評価」という)の基本的な考え方を知るには、 次に を具

学習指導要領(2017年)は、評価について次のように示しています。

果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り資質・能力の育成に生かすようにすること。 題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、 ようにすること。 また、 各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、 学習の過程や成 単元や

児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できる

創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推

進するとともに、学年や学校段階を越えて児童(生徒)の学習の成果が円滑に接続されるように

工夫すること。

(括弧書きは筆者)

10

「小学校学習指導要領第1章総則-−第3教育課程の実施と学習評価− ―2学習評価の実施」 (中学校学習指導要領に

も同旨) より

向を次のように示しています。 会教育課程部会)は、 加えて、「児童生徒の学習評価の在り方について (報告)」 (中央教育審議会初等中等教育分科 指導と評価の一体化の重要性を踏まえ、学習評価の改善の基本的な方

- ①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ②教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直して

この2つの内容を踏まえて押さえておきたいことは、次の点です。

|評価は、学習指導要領と法的性格が異なる。

学習指導要領は、文部科学省(以下、すべての章において「文科省」という)が定める省令(法

令)<br />
に基づく法的拘束力のある公文書です。

直接的な法的根拠は次のとおりです。

学校教育法施行規則第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、

課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

(中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校等に準用)

なく、次の段階を経ることで法的拘束力が生じます。 それに対して評価は、学校教育法施行規則のような法令に基づく直接的な法的根拠は

①学習指導要領を告示後、文科省は学習評価についての基本的な考え方や主な改善点、 録の参考様式をとりまとめ、教員の任命権者である教育委員会等(主に都道府県)宛てに「通知」

②都道府県教育委員会等は、この「通知」の内容を参考にして指導要録の様式を定め、設置者(小 中学校であれば市町村教育委員会)を通じて管下の学校に配布する。

(文科省初等中等教育局長名)を発出する。

### 資料 1

### 関係資料

①『児童生徒の学習評価の在り方について (報告)』

ゃ

研

が

·熟慮

心を重ね

て公示し

てい

るも

0

で

す。

原

理 は、

則

た

だそうは

言っても、

資料1に挙げた関係資料

文科

省

7 玉

自

治

体

が

自

由

13

つくっても

61

(V)

b

のだとは

61

え、 原

実 لح

0

は

木

「難で、

しょう。

- (中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会報告 平成31年1月)
- ②『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の 学習評価及び指導要録の改善等について(通知)

(文部科学省初等中等教育局長通知 平成31年3月)

はすべての学校長に

課され

てい

るもの

の 、

指導

要録

0

様

式

は

③『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」)

(国立教育政策研究所 令和2年3月)

行

規

則

第24条)

0)

つ 指

で 導

す 要録

か

5 そ

作

成

義

務 法

と保 定表

存

義

務

13 法

7 施

0)

b

0)

は

簿

学

校

教

育

との

関 者

係 0

お 的

61

7 束

生

評

価 Ħ

は

自

治

体

٤

0

関 学

係 習

お 導

61

7

生 は

両

法

拘

力

を学

校

線

で言うと、

指 13

要

領

玉

るということです。

さらに言うと、

育政 本来、 てい なぜなら、 策 る文書は、 自治体 研 究 所 が 初 以 自由 中 61 下 ずれも 启 に決めてよいものなのです 長 すべ 通 ての章に 知をはじめとして、文科省や 「参考」にとどまるものだからです。 おい 7 国 研 という)

が

示 立

玉

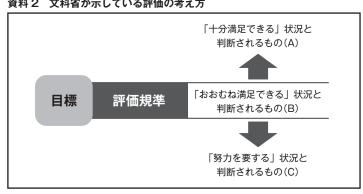
教

際にそうする 実際、 は

たら 教 師 自 治 が 自 体 治 や各学校 体 :問 で 異 が 独 動 自 L た 0) ŋ 観 点で評 児童 価 生 を 実 徒 が 施 転 す 校また る どし

13 第1章 評価の基本的な考え方

資料2 文科省が示している評価の考え方



評 や、 体

価 さて、

を行ってい

るわけです。

評価

に

お

いて国が示している大筋

は、

目標

用意することはできま 全 多様であってかまわ は 度か再掲します)が、 を中心軸に据り 照 資料2、この資料が 一教科 6 ただし、全国区の公立学校、とりわけ小学校にお てい 7 全単元でルー ません。 お えて、 お む パ 示す構造はたい 評価をすればよいという考え方です ね な け フ 満足できる状況」としての 13 0 せ ブリッ オ からです。 1 ん。 て評 7 研 ク資料を文科省や ン 究 価 ス へん重要なので、以後も 的 評 方法まで揃えようと 価 な要素 をは が じめとし 強 国 す ĺλ <sup>´</sup>ぎる В 研 7 が 何

どの学校の実情にも合うような

汎

用

性を

担

保でき

生じてしまうでしょう。

こうしたことから、

0 齫

自

学校

13

お

ľλ

ても、 た評

国

が示

した指導要録

の「参考様 に基づい

式

玉

研

が示し

:価規準

0

参考資料」

は

進学したりする際

の文書の

申

-し送

りに

お

13

7

齬

が

ないからです。

### 〈ワンポイント①〉

特に学校現場の先生方が参考にしているのは③の参考資料です。 現在の学習評価に関する公的な文書や資料は、**資料1**に示す三つが主なものになります。

## 2 現在の評価を正しく知るために必要なこと

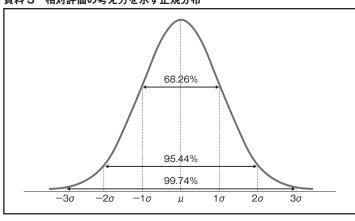
の評価制度の特徴を正しく知るためには、いったん過去を紐解いてみることが必

校では平成4年度(中学校では平成5年度)ですから、教師になって間もない方であれば、 準拠評価」という) ですが、観点別学習状況評価において重視するようになったのは、小学 要です。それが相対評価(集団に準拠した評価、以下すべての章で「集団準拠評価」という)です。 現在ではすっかり定着した絶対評価(目標に準拠した評価、以下、すべての章において「目標

子供時代に遡っても相対評価を経験したことはないはずです(評定においても絶対評価となっ 小学校では平成14年度、中学校では平成15年度)。

相対評価は文字どおり「集団」に準拠します。ここではまず、相対評価のよさを考え

資料3 相対評価の考え方を示す正規分布



位置にいるか」 抑えられます。 法であるため、教師の側の手間暇を必要最低限 を「C」、残りをすべて「B」とするという評価 は事実的知 付けが必要となります。それに一 えば上位層15 応えやすいというよさもあります。 上から何パーセントを「A」、 です。平準化された正規分布 てみましょう。 を返せ ただし、このよさは弱点と背中合わせです。 ーテストによる点数化です。ペ 識 % が明快なので、保護者のニーズに 加えて、「うちの子はどれ

くら

下位層15

%を割

ŋ

出

すに

例

番適する

]

パ

1 テ 0) は

スト は 順 位

うことでもあります。 ば そ れ以外の学力測定には向 を測定するに は 有効な手段ですが、

かないとい

シンプルに言うと、 半ば機械的に評価できる点

下から何パーセン

方 1 (資料3) に基づき、

0 関係 0) です。 弱点が露呈したのが、平成3年に文部省 特に「関心、意欲、態度」については、ペーパ (当時)が打ち出した「新しい学力観」 ーテストで測定するのがき ع

数など量的にではなく質的に評価していこうという考えから導入されたのが、絶対評価 位層の子供たちも同様に努力し続けている限り、 けです。他方、同じ集団内に居つづけているうちは、自分がいくら努力していても、 まう点に、相対評価の限界があったわけです。 う) ということも起きます。それでは「A」や「B」に届かない子の努力は報われません。 わってしまうという問題もあります。例えば、 それに対して、子供の努力が報われ、しかも「知識・技能」だけではない学力を、 このように、どのような集団に属しているかいかんで評価結果(ABC)が決まってし めて困難であったからです。 加えて相対評価 転校した途端に評価が上がった(あるいは、逆に下がった)ということが起き得るわ においては、 所属する集団が変わると、それと連動して評価結 自分の学力は何も変わってい 評価結果が変わらない(相対化されてしま ない は 果 ずな が変 自 点

標準拠評価)です。端的に言うと、次のとおりです。 |単元もしくは本時の「目標」に沿って、教師が考えた評価規準を基に子供の学習状況を把握し、

実はたいへん難しいことを教師に求めていることが分かります。 1文にすると、 当たり前のことのように見えるかもしれません。 しかし、よく読むと、

らに、その目標に照らして妥当な評価規準を設定しなければなりません。そのうえで評 見据えて適切な目標を設定しなければなりません(指導書などに掲載している目標を借りてく 価規準に照らして子供の学習状況を的確に把握しなければなりません。 るのであれば、 目標に準拠する絶対評価においては、教師が目の前の子どもたちの学習状況を 目の前の子供たちの学習状況に応じて適切であるかを分析しなければなりません)。

きず、 あればそもそも評価が成立しないということです。 これらを裏返すと、子供の学習状況の把握が不的確であれば評価資料を得ることはで 評価規準が不明瞭であれば子供の学習状況を見取りようがなく、 目標が不適切で

評価なのです。そのため、 b, このように、 「相対評価ではダメ、 絶対評価は教師次第という特性があり、(相対評価に比べて) 難易度 絶対評価においては教師 絶対評価のほうがよい」とは単純に言い切れない理由がここ の確かな技術(テクニック)が 必要で の高い

あ

あります (資料4)。

### 資料 4 相対評価から絶対評価へ

平成4(5)年から変更

### 相対評価(集団に準拠した評価) …集団における位置を示す評価

- よさ) 基準さえ作れば評価する側が楽 競争意識が生まれる
- 課題)努力が報われない面がある(他 者の成績次第)
  - 集団が変われば判別できない

### 絶対評価(目標に準拠した評価) …評価基準に則った評価

- よさ)他者の成績に左右されない規準 が明確なので改善すべき点が分 かりやすい
- 課題) 規準づくりが難しい (評価者の 主観に陥りやすい) 相対的な判断は不可

評定ではなく、観点別の評価で採用した

「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」「知識・理解」

○平成14(15)年からは、「評定」も絶対評価

の精 では

「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」 ○平成24(25)年からは、「思考・判断・表現」「技能」に変更

相

対

評 0 13

価

量

的

評

価

対

評

価

を

性

的

評

侕

捉

な

5 を定

ば

どち

5

0

評 絶

価

が

ょ

13 定

わ 的

る 評

61

なく、 える

学習の質に

重きを置きつつ定性

価

整

を図 視 す

7

11

るわ つつ、

け

です

を ま

野

相

対

評

価

0 تح

要

素

を

加

味 力

た

調

ま 入れ

ŋ

絶

対

評

価

0

難

教

師

間

0

量

0

差

は

評価基準」という言葉が合致しまし

11°

ンスよく評価するのが現実的だと言えるでしょう。 **〈ワンポイント②〉** 度を高めながら、 団に準拠した評 価 量的な点を加味しつつバ () わ ф る相対評 価 の場合に

校では 小学 K 実 b 校 際 特 で 異 は 教 八なも 覧 学 師 表 級 0 個 審 が 間 Þ な 査 で 0 11 評 力 か (各学校 量 価 0) 結 13 審 果 は 査 0 を 差 成 を行 調 が 績 整 あ 0 覧を集め n た た ま ŋ す n か てあ 7 6 中

ŧ

セントや点数など量的な数値で明確に結果を振り分けられるからです。

う形式で子供の学習状況を表現し、実際の学習活動に照らしてみるという手法をとります。 家の敷地から505以上離して建築することなど)。一方で、「評価規準」の場合には質的に子供の姿 を見ようという趣旨ですから、量的には単純に判断できません。そこで、「~している」とい 「基準」を「バー」(高跳びのバーのイメージ)だと考えるならば、「規準」は「ゾーン」(虫眼鏡 「基準」は「建築基準」などに見られるように、数値で区分できるものが多く見られます。

るか」と、子供の学習状況を肯定的に見るイメージだと考えればよいでしょう。 「ゾーンにどのように入っているか」で判断します。言い換えれば、「どんなでき方をしてい きないをはっきり区切るライン」となりますが、「規準」の場合に「どのようにできたか」と で見える範囲のイメージ)で捉えると分かりやすいでしょう。「基準」の場合には「できた・で

# 目標準拠評価の妥当性と信頼性

明確な数値を示しやすいという点で、対外的に「客観性のある評価」だと説明すること 相 対評 価の時代は、ペーパーテストなどによる点数やパーセントなどの割合といった